

## 予定価格の事前公表に関する留意事項について

北見地区消防組合が発注する130万円以上の工事及び工事に係る委託において、予定価格を事前公表するにあたり、次のとおり取扱うものとする。

### 1. 入札手続きの留意事項

- (1) 「工事請負契約等に係る入札執行回数取扱要領」による、入札回数3回までとしている回数は、1回とするものとし、再度入札は行わないものとする。
- (2) 予定価格を超える入札は、無効とする。
- (3) 入札者が一人しかいない場合は、入札を中止するものとする。
- (4) 入札者が一人もいない場合は、入札を中止し、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の随意契約は行わないものとする。

### 2. 入札辞退

積算を行った結果、事前に示した予定価格を超える場合は、その入札については辞退を申し出るものとする。辞退することを理由として、以降の指名等について不利益な取扱いをしないものとする。

### 3. 入札参加者への周知

上記1・2の事項については、公告又は指名通知書に記載し、入札室に掲示する。